

シリーズ1 小郡市コンプライアンス条例を制定しました

現在、全国的に不当要求行為の増加や、行政職員による不祥事事件が報告されている中であって、地方自治体には、さらに実効性の高い不当要求行為等への対応とその防止対策が求められています。

条例の目的

本条例では、職員が公務を執行するに当たつての倫理基準、不当要求行為等への対応、公益通報制度等について定めるとともに、コンプライアンス体制を確立することによって、市民に信頼される市政運営の確保と、市民の公共的な利益保護を図ることを目的としています。

このような中、市では、市長マニフェストに掲げられた「職員倫理遵守のためのコンプライアンス条例の制定」に基づき、小郡市コンプライアンス条例を制定し、平成22年7月1日から施行します。

コンプライアンスとは？

「コンプライアンス」という用語は、一般的には「法令遵守」と訳されています。しかし、この「コンプライアンス」という言葉には、「単に法令の条文の一字一句を遵守する」という意味だけではなく、「法令の趣旨、目的を理解し、法令の不完全さや不備を補うことも求められている」とする広義の意味合いがあります。

本条例では、「コンプライアンス」という用語を「法令さえ守っていればよい」という意味だけではなく、「法令を遵守することを基本に、職員が高い倫理観に基づき、公平かつ公正な職務の遂行を確保する」という意味までを含むものとして規定しています。



庁内コンプライアンス会議の設置

行政内でコンプライアンス体制を確立するためには、職員一人ひとりが倫理原則を遵守するよう努めるだけでなく、組織的に取り組み、組織全体にコンプライアンスの意識を醸成、浸透させていく必要があります。このため、不当要求行為等や公益通報に組織的に対応するための庁内組織として「庁内コンプライアンス会議」を設置します。

小郡市コンプライアンス委員会の設置

不当要求行為等や公益通報について、市の適正な対応を確保するため、外部委員による附属機関として「小郡市コンプライアンス委員会」を設置します。委員としては弁護士など識見を有する人で構成することとしており、不当要求行為等や公益通報に係る事実関係を調査し、報告を行うこと、市の措置に対して意見を述べることをその任務とします。

市民の協力

本条例では、市民の皆さんにも、職員による公平かつ公正な職務の遂行を妨げることをないようご協力いただく旨を努力義務として規定しています。条例の内容については、次号で紹介します。

●問い合わせ先

総務課総務係 ☎ 72・2111
内線 242